

広島県告示第四十四号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書を広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県広島港湾振興局において縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

表商港区の項中「同船越南五丁目」の下に「広島市佐伯区五日市港二丁目」を加え、「広島市佐伯区五日市港四丁目」を「同五日市港四丁目」に、「一八四・六」を「一八〇・八」に改め、同表工業港区の項中「広島市南区出島一丁目」を削り、「同出島二丁目」を「広島市南区出島二丁目」に、「三四九・七」を「三三九・八」に改め、同表修景厚生港区の項中「七五・五」を「七九・二」に改める。